

平成31年度「緑の雇用」事業について
(見直しのポイント)

平成31年2月18日
全国森林組合連合会
担い手・雇用対策部

平成31年度の「緑の雇用」事業につきましては、平成30年度事業に引き続き予算の効率的な執行が必要な情勢となっており、定着率の向上に向けた取組として、研修生の定着率に関する助成費配分等の対応が求められているところです。また、労働安全衛生の強化に向けた取り組みとして、FW1研修生の採択要件について厳格化しております。

つきましては、林業事業体における計画的な人材育成に資するよう、以下のとおり、事業内容の見直しを行います。

今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○ 見直しのポイント

- ・ 過去5カ年のFW1研修生の定着率の結果により、FW1研修生に係る技術習得推進費の助成金額を増減することとします。
- ・ 過去1年間（平成30年1月1日～30年12月31日）において、「緑の雇用」事業の研修生に限らず、林業における死亡災害が発生している場合は、FW1研修生は不採択となります。
- ・ 実施要領の林業経営体の要件のFW研修に掲げる「実地研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体であること」については、森林施業（造林、育林、伐倒、造材、集材等木材生産に必要な一連の作業等）を中心とした作業種の実地研修を130日以上計画できる事業体とします。
- ・ 改善措置意見制度の運用について、「研修生の安全確保」に関する通知の発出基準については、労働安全衛生規則に反し（防護衣未着用等）労働災害が発生した場合等を追加します。